

## 横須賀市PTA協議会 慶弔規程

第1条 横須賀市PTA協議会は、内規としてこの慶弔規程を設ける。

第2条 横須賀市PTA協議会より香料を贈る場合は、横須賀市PTA協議会会長名とし、原則3千円とする。

第3条 香料を贈る場合は、以下の通りとする。  
当該年度の横須賀市PTA協議会の役員会構成員が死亡した場合  
当該年度の校長、教頭が死亡した場合  
教育委員会の教育長が死亡した場合  
教育委員会の関係部署の課長以上が死亡した場合

第4条 第2条に定める以外に考慮を要する際には、役員会で協議の上、決めることとする。ただし、急を要する場合は、会長の判断で執行することができるが、次回役員会でその経緯を説明する。

第5条 本内規は、役員会で出席者の2/3以上の賛成があれば、改正できる。

### 附記

本規定は、平成25年5月24日より適用

令和5年2月19日施行 第3条 地区部会長会構成員削除